

厚生委員会記録

1 日 時 令和5年9月19日（火曜日）

開 会	午前10時26分
休 憩	午前10時44分
再 開	午前11時13分
休 憩	午前11時24分
再 開	午後 1時29分
閉 会	午後 1時53分

2 場 所 第 2 委 員 会 室

3 出席委員 9人

委員長	金 谷 幸 則
副委員長	高 原 讓
委 員	岡 部 享
//	押 田 大 祐
//	江 西 照 康
//	高 田 真 里
//	尾 上 一 彦
//	松 井 桂 将
//	高 田 重 信

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【福祉保健部】

部長	清水 裕樹
部次長	片山 正和
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	酒井 敦子
保健所長	瀧波 賢治
参事（保険年金課長）	泉野 敬之
参事（保健所次長）	野村 学
参事（保健所地域健康課長）	原 雅博
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
福祉政策課長	田近 淳
生活支援課長	谷澤 隆
指導監査課長	土地 満
障害福祉課長	西田 清和
長寿福祉課長	山本 忠夫
介護保険課長	中島 志津子
保健所保健予防課長	丸本 昌
保健所生活衛生課長	鈴木 富勝
看護専門学校事務長	中田 祐一
福祉政策課主幹（調整担当）	砂原 正宏

【こども家庭部】

部長	古川 安代
部次長	竹井 博文
部次長（保育・児童健全育成担当）	岡本 由紀恵
参事（少子化対策担当）	熊本 真紀
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
こども支援課長	温井 信之
こども保育課長	中川 美智留
こども福祉課長	経明 勝子
こども健康課長	高畑 亘
子育て支援センター所長	石山 美樹子
こども支援課主幹（調整担当）	岩滝 新太郎

【市民生活部】

部長	大沢 一貴
部次長	森川 知俊
部次長（市民協働・消費生活・スポーツ担当）	浦田 純一
大沢野行政サービスセンター所長	池口 昌博
大山行政サービスセンター所長	吉田 浩辰
八尾行政サービスセンター所長	川越 直樹
婦中行政サービスセンター所長	久郷 元幸
参事（地域コミュニティ推進課長）	金井 誠
参事（消費生活センター所長）	横山 浩二
市民課長	長森 貴弘
スポーツ健康課長	秋 俊浩
山田中核型地区センター所長	竹内 宗健
細入中核型地区センター所長	堤 靖夫
地域コミュニティ推進課主幹（調整担当）	宮田 千佳
市民協働相談課主幹	石坂 昌美

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長	谷端 裕美子
議事調査課主任	竹之内 慧
議事調査課主任	江部 なな恵

7 会議の概要

- 委員長 ただいまから、令和5年9月定例会の厚生委員会を開会いたします。
審査に先立ち、委員会記録の署名委員に岡部委員、押田委員を指名いたします。
これより、福祉保健部所管分に入ります。
報告案件として提出されている
報告第49号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第37号、専決第39号を議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。
- 福祉政策課長 〔報告第49号中
専決第37号について、
議案書により説明〕
- 生活支援課長 〔報告第49号中
専決第39号について、
議案書により説明〕
- 委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。
- 江西委員 専決第39号について、右直事故で、市は直進だったという話でしたけれども、市の過失割合が80%だと。これはどこかに間違いがあるのではないかと、逆ではないかとみんな思っているのですけれども、どうなっているのでしょうか。
- 生活支援課長 信号機のタイミングが判断材料になったのではないかと推測しております。
こちらは青色から黄色に切り替わるタイミングであったと報告を受けているのですけれども、相手方は恐らくそうではないと。信号が完全に赤色の場合は過失割合が10対ゼロでこちらが10になるところですが、過去の判例等に基づいて双方で協議して合意に至ったと報告を受けているところです。

- 江西委員 ということは、こちらは黄色だったという主張が認められているわけではなくて、向こうに右折信号が出ていて、こちらはもう赤色だったという主張のほうに認められているということですね。
- 生活支援課長 そのような状況ではないかと見ています。
- 江西委員 ちなみに、公用車にはドライブレコーダーのようなものはついていないのですか。
- 生活支援課長 ドライブレコーダーのついていないリース車であったということです。
- 尾上委員 福祉保健部とは関係のないものでも専決処分されている交通事故が多くあり、先ほどから賠償額は全国市有物件災害共済会から支払われるという話がありますけれども、事故があまりに多いと全国市有物件災害共済会の掛金が上がるなどということはあるのですか。そこは分からない部分ですか。
- 委員長 それはここで聞くことではないと思います。
- （「すみません」と発言する者あり）
- 松井委員 今、生活支援課長からちらっと話が出ましたけれども、リース車だからドライブレコーダーがついていないということでした。
- 私も一般質問で取り上げましたけれども、全ての公用車にドライブレコーダーをつけてくださいと言って、皆さん一生懸命つけているはずなのに、リース車だからついていなかったということです。これからはリース車であってもつけるようにしないと駄目だと思いますけれども、いかがでしょうか。
- 生活支援課長 当然、リース車にもなるべくドライブレコーダーがついているほうが望ましいとは私も思っておりますので、できる限りそういった形に……。

福祉保健部長 財務部と協議してまいります。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
次に、
介護保険料の遡及賦課誤りについて、
負担限度額認定申請における個人情報の漏洩について、
当局の報告を求めます。

介護保険課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

江西委員 介護保険料の遡及賦課誤りについてですけれども、それぞれ個別に計算して、職員の方が個人的に何か解釈間違いをしたというよりは、ほかの市町村の事例が発端で分かったということですから、システムの改修の仕方を間違えたという認識でよろしいのでしょうか。

介護保険課長 こちらにつきましては今後修正しまして御案内することになるのですけれども、システムの改修は必要ないものになります。
保険料の納期は、土日の関係もありますので毎年度変わることになります。毎年度当初にシステム上で納期の日付の設定を行っているのですが、その日付の設定の解釈を間違っていたということになります。

江西委員 そうすると、保険者の数だけ認識はどうだったのかということがあると思うのですが、やっぱり富山県内のほかの市町村の保険者でも同様のことは起こっ

ていたのかどうか、認識されておりますでしょうか。

介護保険課長 先週、新聞報道ももう行われておりまして、県内でも同様のことが発覚した市町村は発表されております。

江西委員 最後に、過大に徴収した方にはお返しするのだけでも、過大に還付した方には改めて請求しないということです。介護保険制度の財源構成では、保険料の部分と、国と県と市町村が負担する部分がある中で、大きな金額ではないと思うのですが、過大に還付した分を市が負担する部分でカバーするという認識でしょうか。

介護保険課長 介護保険制度においては、全て保険料の中で処理することになります。

尾上委員 負担限度額認定申請における個人情報の漏洩についてですけれども、発覚した理由というか、どうして分かったのでしょうか。

介護保険課長 御連絡がありまして分かりました。

尾上委員 本市のみならず、県などでもこのようなことが非常に頻繁に発生しております。皆さん気をつけておられるとは思いますが、今回は口座残高も書いてあったということで、ふだん人に見られたくないような情報も含まれております。住所、氏名ぐらいなら、個人情報とはいうものの誰でも知っているような情報なのかもしれませんが、十分気をつけていただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。次に、福祉保健部所管分で、ただいまの報告以外に

何か質問はありませんか。

松井委員 今定例会において自民党の押田議員から質問していただき、藤井市長からも御答弁いただきましたアピアランスケアの件についてです。
内容については今後検討されると思っておりますけれども、アピアランスケアの認識として、がん患者だけを対象にしているのでしょうか。なぜかという
と、市民からの御相談では、がん以外にも難病による外見の変化に対する補装具への支援などができないのかという声をお聞きしておりまして、その辺を確認しておきたいと思えます。

保健所地域健康課長 お尋ねのアピアランスケアについて、一般質問の答弁でも申し上げました中核市や県内市町村の状況も調べてみたのですけれども、現状で申し上げますと、国ではがんに対するアピアランスケアが先行している状況でございます。県内でも対象をがん患者に限定されているのが現状かと認識をしております。
また、中核市などの状況もいろいろ調べているのですけれども、全国的にも基本的にはがん対策ということで、がん患者支援という形で助成制度に縛りを設けていらっしゃるところがほとんどだとお聞きしております。

松井委員 現状の認識を確認させていただきました。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会福祉保健部所管分を終了いたします。

午前10時44分 休憩

~~~~~

午前11時13分 再開



委員長 厚生委員会こども家庭部所管分の議案の審査を行います。  
議案第111号 富山市立和光寮条例を廃止する条例制定の件  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

こども健康課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

押田委員 和光寮にはこの2年ぐらい入所者がおられないということで、休止にせずいきなり廃止することとなっていますが、(3)廃止の理由にあるひとり親等に対する相談・支援体制の充実とはどのような内容なのでしょうか。

こども健康課長 まず、入所者がいない状態が2年程度あるということについてですが、実は移転前の平成26年10月から令和元年6月までの4年半余りの期間も入所者がいなかったということで、ニーズに乏しい状況が長期間続いており、今後も状況が大きく変わることはないということがまず判断材料となっております。もう一つお聞きになりました体制につきましては、平成25年度に当時のこども福祉課内に児童相談係を設置いたしまして、ちょうどこれで10年が経過しました。その後、平成29年度にこども家庭部が創設されたタイミングで、児童福祉を担当する児童相談係と母子保健を担当する母子保健係をこども健康課内に設置し、組織体制を整えるとともに、人員も増員しております。あとは、こども健康課と各保健福祉センターとの連携についても、情報共有するためのシステムを統一することによってスムーズに対応しており、地域で見守っていく体制が取れているという判断において、和光寮の廃止という形を取った次第でございます。

岡部委員

確かに、今の説明のとおり入所者がいないと。なぜ利用が少ないのかという理由も少し見てみるべきではないかと思っています。なぜかといいますと、一般的にこのような施設を利用される場合は、パートナーからのDVなどが原因であることが多いと聞いています。言ってみれば、そのような方たちが一時的に生活する場所をそこに求めるということですが、けれども、全国的に公的な施設は減ってきています。これは、やっぱり施設が非常に老朽化していることが原因だとも言われていますし、さらに言えば、管理体制も含めてかなり入所者の負担になっていて、門限があることなどもあって使いにくいということも原因として言われています。そういう意味では、どうしてこうなっているのかについてもしっかりと研究して一必要な施設であると私は思っています。入所者がいないから簡単に廃止するのではなく、先ほど押田委員も言われたように、少しの間休止にするなどということも含めて検討すべきではないかと思っています。

あと、あわせて言えば、条例の施行日が令和6年4月1日なので令和6年3月末で廃止になるということですが、時期的にはまだ半年ぐらいあります。この段階では、議会に対して、このようなことを検討しているという提案をするべき時期ではないかとも感じます。そういう意味では、すぐに廃止というのはいかがなものかと。この提案に対して反対ということではないのですけれども、そのような物事の進め方でちゃんと考えていただきたいと思いますが、見解を聞かせていただきたいと思います。

こども健康課長

今まさしく委員がおっしゃったことが全国的に言われていまして、自立支援のための施設ということで、当然指導が必要だと。もちろん門限もありますが、そういったことを嫌う傾向が最近強くなっているということで、国の調査等によりますと、ここ10年で入所世帯が大体25%ほど減ってきているということが1つあります。

もう1つ理由としてあるのが、委員も御存じのとおり

り、公営住宅や民間住宅に非常に入りやすくなったということで、住宅を理由とした入所が減ってきていることは事実だと思っています。

もう一つ、今おっしゃったように、DVへの対応ということが現在の生活支援施設の大きな役割で、施設の設置目的が少し変わってきているのかなと思われるところがあります。本市では、DVへの対応の場合は県外の施設に入所していただいています。現在、こちらから委託料を支払い、5世帯の方を県外の施設にお願いし、指導していただいています。昨年度も2度、補正予算を可決していただいたのですが、DV等に遭っている世帯に対しましては、今後も変わりなく必要に応じて対応していくつもりでございます。

ただ、県内での支援につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地域の中でちゃんと支援をしていく体制が少し構築できたと思っておりますので、現在の方針で進めていきたいと思っております。生活支援施設への入所理由の大体5割以上がDVへの対応だという状況もありますので、その点はケアができると考えております。

岡部委員

何でもすぐ廃止とならないように、やっぱり慎重に進めていただきたいということと、今の話にあったように、富山県外の施設に受入れをお願いしているということであれば、むしろ県外から富山市にお願いされるケースも出てくるので、そのようなことも含めて対応いただければと思います。

こども家庭部長

ちょっと補足になりますが、実は平成27年度に入所の枠を2世帯に縮小する際にも委員会で同じように御議論いただいております。もともと16世帯であったところを2世帯にするというかなりの縮小でしたので、その際にもこのような議論がありました。

当時、既に平均で約1世帯しか入所者がいなかったものですから、施設の老朽化をどうしていくのかという議論は一度いただいております。施設の休止ではあ

りませんでしたけれども、過去には議会への説明をさせていただいていたということもあります。今回、条例廃止の提案となりましたけれども、御理解いただきたいと思っております。

岡部委員 経過としてそのようなことも十分承知しているのですけれども、やはりいきなり廃止の提案をしないように、今後やっぱり委員会でも議論をしていけばどうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第111号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第111号を採決いたします。  
本案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。  
以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、こども家庭部所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、厚生委員会こども家庭部所管分を終了いたします。

午前 11 時 24 分 休憩

~~~~~

午後 1 時 29 分 再開

委員長 厚生委員会市民生活部所管分の議案の審査を行います。
議案第 112 号 富山市総合体育館等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

スポーツ健康課長 〔議案書、議案概要書及び委員会資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

尾上委員 分からないので聞くのですけれども、一般競争入札の総合評価とはどのようなことを評価するのですか。

スポーツ健康課長 一般的には全ての業務がちゃんと実施できることや、会社の規模や組織—今回の PFI 事業では SPC という共同目的会社をつくりますけれども、その会社がちゃんと機能するのかどうか、さらに、先ほどの説明でもお話ししましたが、スポーツ振興の観点で目的が達成される事業をちゃんと提案してきているのかどうか、あとは事業費などを総合的に判断することになります。プロポーザルにおける評価方法は配点をどのように設定するのかというものでありますが、基本的には似たような評価方法になるかと思えます。

尾上委員 市があらかじめ取り決めた上限額の範囲内で決まった事業者が提案してくるのだと思うのですけれども、より収益が得られるような内容で、予定価格を若干オーバーするような提案があった場合はどうなるの

ですか。

スポーツ健康課長 基本的にそれは想定していません。プロポーザルの場合は予定価格をオーバーしてもそこからの交渉等がございますが、今回は入札ということで、予定価格をオーバーすることは基本的には想定していませんところでもあります。

尾上委員 私、仕組みがよく分かってないものですから、聞いていることがとんちんかんなのかもしれませんが、やっぱり稼げる施設にしないと駄目だと思っているのです。どのような施設にしたら稼げるのかは非常に難しい判断になると思うのですが、またそういったことも考えながら進めていただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第112号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なしと認めます。
これより、議案第112号を採決いたします。
本案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、
とやま広域窓口サービスの終了について、
当局の報告を求めます。

市民課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、市民生活部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありますか。

押田委員 先ほどの分科会で審査した議案説明資料3ページの社会保障・税番号制度の整備に係るシステム改修についての中で、マイナンバー法等の一部改正に伴う氏名等の振り仮名及びローマ字表記等の実現という話があったのですが、その中に住所が入っておりませんでした。
例えば私の在所である水橋大正町というところがありますけれども、水橋大正町というのは俗称でございます。本当に正しく言えば水橋辻ヶ堂になります。マイナンバーカードですと水橋辻ヶ堂になるのですが、実際の郵便物は水橋大正町の番地でないと届かないのです。私が住んでいるところだけではなくて、ほかにもあるのかと思って見ていたら、例えば婦中町のあるところでは、住所を別の町名で書かないと郵便物が届かないのです。また、それぞれ郵便番号が変わります。そのようなことへの対応として、今回もしくは今後、市のシステムの変更はあるのでしょうか。

〔発言する者なし〕

押田委員 もう一度説明します。
先ほどの説明で、斉藤の「斉」や渡辺の「辺」が分かりづらいために表記を変えるなどという話があり

ました。それと一緒に、住所に関しても、婦中町のあるところでは、実際に郵便物は届くのですけれども、多分戸籍上は別の町名なのです。

このように、今のシステムだと、マイナンバーカードを持ったとしても、二重にあるものに対して対応できていないと思うのです。住所についても、氏名と同じ形を取るのかどうか教えてください。

市民課長

今、委員から御質問のありましたことにつきましては、いわゆる住居表示という何番何号で示されている住所がありますが、この住居表示が富山市全域で行われていないために、おっしゃるような公称と通称という一通称のほうがより細分化された町名ですが一2つが併用される場合があります。同じ住所において、公称も通称もあって、2通りの表記があるという状況でございますが、マイナンバーカードにつきましては全て公称で表記されています。

基本的には、今後、パスポートなど公の証明書には公称が使われると思いますが、例えば一番問題なのは郵便配達で、公称だと同じ地番が複数あってどこへ配っていいのか分からないような状況がありますので、そのような利便性を考えて、通称というものは郵便配達などを中心に引き続き残っていくものかと思っております。公の住所表記は公称を使う流れになるかと思っております。

押田委員

今のことは私も十分理解をしております。そうなる、例えばマイナンバーカードで何かを登録したいというときに、そちらから返送の郵便が来る一マイナンバーカードの受け取りもそうですが一そのときに、受取人指定などで手渡ししなければいけない郵便物以外は、郵便配達員の善意によって、多分ここだろうということで配達することになると思うのです。別のところに配達されるということが私も多々ありました。

通称と公称を使うことは分かりましたが、マイナンバーなどの重要な事柄が載るようなものに関しての手はずとして、今後、住所に関するシステム改修や

市としての運用の変更が行われる予定は全くないのですか。

市民課長

先ほど申し上げたように、通称と公称を使い分けることはどうしても必要になってきます。現在の住民票には上部のほうに参考として通称も載っているのですが、マイナンバーカードのようなものをつくるときは公称でつくって、それを例えば本人限定受取郵便でお送りするときは、配達間違いがないように、宛名は通称としています。非常に煩雑なのですが、そこはやはり間違いが許されないということで、データを二重で管理して使い分けている状況でございます。

市内全ての地域において住居表示が行われればこの問題は解決するのですが、やはり長い歴史の中で運用されてきており時間もかかりますので、今後も当面の間は、引き続きこのような運用を行ってまいりたいと考えております。

押田委員

富山市の業務のことだけを言えばそうなのですがけれども、例えば住所変更などをした場合、銀行から住所が変わったから改めて書類を出してくださいと言われると、全ての書類について同じことを説明していかなければいけないということを私はこの1年以内に体験しまして、同じことを経験している方は多分おられるのだらうと思います。

要望になりますけれども、何とかそのあたりを解決できるよう、大沢部長を中心に、この代で変えていただければ幸いです。

市民生活部長

はっきり申し上げて無理だと思います。

私事ですが、実は2年前に母親を亡くしまして、そのときの新聞のお悔やみ欄の表記も全く同じことで、私の住所を書くと、実際の行政区と違うもとの番地が出ているので、誰もが「いや、あんたのところのお母さんだと思わなかった」と言われる。そのようなことがあって、非常に都合が悪いことも私は分かっているのですが、システム的に対応するとい

うことは非常に困難だと思います。郵便局の方は大変御苦労なさっておりますし、宅配業者の皆さんもメモを書きながら配っておられます。行政としては今のところなかなかできないところというのは御理解いただきたいと思います。

岡部委員 終戦から78年ということで、随分平和な日々が続いていると思います。そのような中で、やっぱり平和や命の貴さ、戦争の悲惨さを伝えていくということは非常に大事な取組だということで、一般質問でも江西議員や赤星議員から質問がございました。富山市はこの間も富山市民感謝と誓いのつどいの開催や、あるいは写真パネルの展示などの取組をされています。さらにホームページでも様々な遺品の紹介などもされているようですけれども、新たな遺品等の提供があれば紹介いただきたいと思います。

地域コミュニティ推進課長 遺品などの提供があれば、ホームページ等で公開していくことは当然続けていく予定にしております。実は本会議のときに答弁しようと思っていたのですが、今年度、数年ぶりに防空頭巾の寄附があったので、追加してホームページ等で公開していく予定にしております。

岡部委員 実はホームページを見たら新たに追加があったもので、そういうものの紹介も大事かなということで発言させていただきました。やっぱり引き続きこのような取組を大切にしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。以上で、厚生委員会市民生活部所管分を終了いたします。これで、9月定例会の当委員会に付託されました全

議案の審査は終了いたしました。
委員各位に御相談申し上げます。
委員長報告については、正・副委員長に御一任いた
だきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。
これをもって、令和5年9月定例会の厚生委員会を
閉会いたします。

令和5年9月定例会
厚生委員会記録署名

委員長 金谷幸則

署名委員 岡部 享

署名委員 押田大祐